

事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-39-7 メゾン代々木 201 号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>

e-mail koho-hoshinren@tulip.ocn.ne.jp

112 号

平成 24 年 8 月 27

日

一般社団法人

8 月 19 日理事会開催

今期第 3 回の理事会が会事務所にて開催され、理事/監事の 15 名を含む合計 17 名が参加し、積極的な討議が行われました。以下簡単に内容の紹介をします。

第 1 号議案 各部の報告

厚生部

来年の新年会は、H25 年 1 月 20 日（日）に開催することが決定しました。

100 万署名運動

「請願書」の内容の確認及び署名活動に必要な「パンフレット」の取り扱いについて討議しました。

第 2 号議案 職員の件

7/31 の吉永保さんの退職、8/1 から安田みどりさんの正規職員が承認されました。

安田みどりさんは、H21 年 12 月から本年 7 月まで、当会のパート職員として、申請書審査業務及び事務局通信編集などを担当され、今回短期時間労働者として正規採用となりました。就業規則にはこの短期時間労働者の規定及びパート職員の規定もないため、今後明確にするよう検討していくことを決定しました。

第 3 号議案 療養費ソフトの件

申請書を大量に作成する会員の効率改善、PC 運用のセキュリティ向上などを目指しての開発項目が討議され、開発が承認されました。本年 10 月に療養費の改定が予定されていますので、この改定対応と合わせてバージョンアップすることを決定しました。

今後ともよろしくお願ひいたします*安田みどり

第4号議案 その他

ボランティア活動

東北大震災支援ボランティアの報告と今後の活動予定が報告されました。

6月から7月にかけて実施されたボランティアの費用について、申請されたものが承認されました。会としても今後ボランティアの活動を行い、支援していくことを確認されましたが、東北地方という遠方への支援は「業務規定」では想定されていないため、今後は年間計画を立てて、理事会の承認のもとに活動を行うことを確認しました。今後、「ボランティア実行委員会」（仮称）を作ることおよび「業務規定」の見直しを検討することを決定しました。

会のパンフレット作成

新入会員の増加計画の一環として、会のパンフレットを来年春を目指して作成することを決定しました。作成は事務局が主体となって取り組みます。また、会のホームページの活性化を進めることの方角性が確認されました。

理事会の運営の見直し

議長、書記の輪番制が提案され、今後順次対応することを決定しました。

10周年記念行事

H26年度には当会の創立10周年に当たりますので、「10周年」記念行事をH26年10月に実施することを決定しました。今後「実行委員会」を立ち上げ準備に取り掛かることになりました。



再審査請求

「自分が担当している患者さんの鍼灸の申請が、医療機関から湿布をもらっているだけで、併給と見なされ不支給になった」ことに伴う「再審査請求」の状況が報告されました。審査会には、傍聴が可能なので日程が決まれば希望者を募ることを決定しました。



9月のスケジュール

9日（日）

- ①介護保険事業部会 10時30分～12時30分
- ②第3回在宅リハビリマッサージ研修会
13時～17時 3回コースの3回目

20日（木）

- 申請書作成及び療養費ソフト講習会
(できればパソコン持参で)
13時30分～

23日（日）

- レクリエーション（小石川植物園）
主催 NPO 医療を考える会
集合 10時30分・正門前
(漢方薬講師 緒方勝行氏)

24日（月）

- ①事務局会議 13時～14時
- ②健康保険学習会—新入会員等対象
14時～16時

東日本災害ボランティア報告

被災者の方へ少しだけでもほっと していただける支援の継続を

ボランティア委員会 武井百代

皆様 厳しい残暑お見舞い申し上げます。
岩手県宮古市田老町田野畑村ボランティア
には 6/30 から 7/2 で行ってまいりました。



昨年度の活動で参加したK先生（会員外の方）から田老町に行きたいとの希望が出て社協に問い合わせたところ快諾をいただき、夏休みや連休を避け（交通手段や宿泊の関係で）これまで参加したメンバー（会員からは 草薙理事 山下先生 橋本理事 嵯峨野先生他数名 以前参加を希望した清水郁夫理事）にメールでお伝えしたところ参加可能な先生からのみ返信があつて 8名（うち会員参加者は草薙理事 山下先生 武井）が参加のこととなり、活動が可能となりました。

9月の活動は 前回同行した山下先生 A先生（会員外の方）から年内またいきたいという希望と 10月はA先生がお忙しいとのことで9月に二回ある連休のうち前回参加メンバーが参加可能な方が多かった日程 9/22 から 24 とし、現在参加者 4名で田老町櫛内仮設と田野畑村仮設（3か所を毎日移動して三か所まわる予定です）参加会員は武井と山下先生です。

現実遠方のボランティアというのは特殊な部分も多く、誰もが参加できるわけではありません。現地の皆様は、鍼灸マッサージがこんなに気持ちよく効果があると思わなかったととても喜んでくださいます。櫛内仮設、田野畑村仮設は交通機関も乏しく日常的に治療を受けるというのはとても難しいところです。活動は被災者のかたたちに少しだけほっとしていただける苦痛を軽減していただく自己満足です。2013年度も4月7月くらいでできたら行きたいと考えております。

かけがえの無い体験に感動

ボランティア委員会 草薙 和春

岩手県宮古市にある仮設住宅での治療ボランティアに行きました。この度は NPO 全国保険鍼灸マッサージ師会 川西文子先生発案の当会ボランティア委員武井先生の呼び掛けで8名集まりました。

私は田老町グリーンピア班にて3日間治療に当たりました。

以下 データを列挙します。

平成 24 年 6 月 30 日 体験人数 18 名
施術者 草薙、白井先生（港区にて開業）、今村先生（大門にて勤務）、穴原先生（栃木県鍼灸師会）、豊島先生（地元宮古市にて開業）
平成 24 年 7 月 1 日 体験人数 28 名
施術者 草薙、白井先生、今村先生、豊島先生、山下先生（当会所属）

平成 24 年 7 月 2 日 体験人数 23 名
施術者 草薙、白井先生、今村先生、豊島先生、



林先生（静岡市にて開業）

【印象に残る言の葉】

「失ったモノは大変大きいが得たモノも沢山ある」 80代 女性

「胸の苦しさが取れない」 80代 女性

「夜眠れない そのまま一夜明かす時もある」 80代 女性

「94歳で現役の漁師だ。フランスからのメディアの取材も受けた」 90代男性

「お陰で麻痺の指が動く様になったよ」 70代男性

「災害助成申請書とか全く書けなかった書類ばかりで指が動かない」 80代 女性

「なんと波にさらわれた主人の後を追おうとしたか」 80代 女性

【感想】

仮設の名の通り本当に4畳半1間で心身の苦勞が感じられました自分の家も家族も流された方々の辛さは計り知れません3日間だけでも『手当て』でヒトの温かさが伝えられたらと想いました。

今回の8名の仲間と共に【国境なき鍼灸マッサージ師団】を結成し互いに親交を固めました。このかけがえの無い体験を 会員の皆様も体験していただけたらとおもいます。気軽に会まで連絡ください。

* 保険部会報告 *

8月23日（木）19時～21時 山口 充子

参加者 清水郁夫・丹下佐隆・高橋養藏・山口充子で記録は山口です。部会で検討、論議した主な問題につき報告します。関心のある方はご連絡いただければ部会報告を送付いたします。

H24年2月13日厚生労働省保健局医療課の事務連絡による「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関するQ&A（前回送付済みの資料）について読み合わせ、よく理解が必要な問題について討論しました。

- 1) マッサージの施術において、傷病名で療養費の支給の可否が判断されることがあるかどうか？
○療養費の支給対象となる傷病名を限定していないため、筋麻痺や関節の拘縮などであって、医療上マッサージを必要とする医師の指示または同意により判断されるものである。
- 2) マッサージと鍼灸、それぞれ別々の疾患で同意書の交付を受けたが、両方とも算定は可能か？
○同一病名、同一症例でなく、それぞれ施術を行った場合はそれぞれ要件をみたせば算定可能である。
- 3) 同意日から何日で施術開始するのが望ましいか？
○施術の必要があるために同意していることから、同意が行われた後すみやかに開始するのが適当である。（2週間以内が望ましい）1カ月を過ぎる場合はその理由を摘要欄に記入する。
- 4) 最近神奈川県国保連からの返戻は、今まで厚生労働省の通知になかった事例について検討。
 - ① 「マンション型の有料老人ホーム等、県知事などに届け出義務があるものは同一家屋として取り扱う」と返戻された。
 - ② 変形徒手矯正術の再同意日は医師が要加療を記入してあっても再同意日からしか認められないと返戻された。

以上についても会員が直接厚労省の担当官に問い合わせ文章を作成して再提出している方の経験など話し合い熱心な討議となりました。

次回の保険部会 11月22日（木）19時～21時 3ヶ月に1回第3週の木曜日に行い、どなたでも参加できます。

以上

療養費申請書作成の講習会のご案内

(入門編) ・ 申請書の書き方がよくわからない方 ・ できればパソコンで申請書を作成したいがどこから手をつけてよいかわからないなど、このような方は、ぜひご参加ください。

日時： 平成 24 年 9 月 20 日 (木) 13 時～

場所： 会事務所

会費： 無料 (会員のみ)

連絡先： 一般社団法人 鍼灸マッサージ師会 事務局

tel: 03-3299-5276 fax: 03-3299-5275

担当： 山口 高橋

申請書の書き方の基本、必要な資料など申請書作成の基本を説明します。

パソコンが利用できる方はパソコンでの申請書の作成を説明します

なお、パソコンを持参していただくと、そのパソコンで使い方を説明させていただきます。

また、療養費ソフトのインストールサービスも行います。

(パソコン持参の方は無料、CD-ROM希望の方は 2000 円)

◎ 中級編を希望の方、別途開催を予定しています。

- ・ 往療明細書の作り方 (往療距離の自動計算)
- ・ 後期高齢者になったなどの 患者さん保険証などの変更があった場合の対応方法
- ・ 複数月の施術データを一度に出す場合
- ・ 返戻があった再申請時の管理表の出し方 など

その他ご希望があればお寄せください。

◎ 上記日程の都合がつかない方
別途個別に対応します。事務局までご連絡ください。

不支給審査請求を行う

平成 24 年 8 月 20 日 岩下 幸卯

私の患者の叶（かのう）さんは、平成 23 年 7 月より頸椎捻挫後遺症の医師の同意書の提出を受け、健康保険によるはり治療を行ってきました。

ところが、突然平成 23 年 10 月～平成 24 年 1 月の療養費支給申請書が、「医師の治療と併用しているため」（保発第 32 号及び保医発第 1001002 号の通知）との理由で、不支給の通知書が、保険者から送られてきました。（医師からは鎮痛消炎剤、湿布の薬剤療養給付を受けていた）。この決定に不服があるとして、関東信越厚生局社会保険審査官宛て、次の趣旨及び理由を添えて審査請求書を提出しました。

ところが、本請求期間に「医師からの薬剤の療養の給付を受けながらのはり・きゅうの施術については、同一の疾病に対する療養の給付との併用にあたるので、療養費を支給することが出来ないと判断され、この審査請求は棄却されました。

そこで、今度は厚生労働省保険局総務課社会保険審査調整室社会保険審査会委員長宛て、再審査請求を送付しました。（別紙資料①）「受理して内容の審査を進めることとしており、関係資料を調査、整備した上で、原則として公開審査を行います。公開審査は、（再）審査請求人、審査会委員、保険者、参与によって構成されております。公開審査を行うときには、当該公開審理日の約半月前にあらかじめ、別途通知をすることとしております。」平成 24 年 7 月 6 日付けで「（再）審査請求について、社会保険審査会委員長より、書面で通知がきました。現在、公開審理日を待っているところです。

再審査請求の趣旨及び経過・理由 (資料①)

趣 旨

審査請求人（叶 愛屏）は、鍼灸の療養費の不支給について、原処分を取り消しを求めます。

経 過

請求人は交通事故で、急性期における頸椎捻挫の治療を医科で受けていました。損害保険の対象後も後遺症により、頭痛・頭重感・不眠・めまい等の症状が残り、日常生活に支障を来たす様になりました。

医科の対応は湿布薬の処置のみで、症状の改善は不十分でした。請求人は体調を少しでも良くしたいと思い、医師の同意書をもらい、クローバ治療院で保険による鍼灸治療を受けました。

理 由

該当事項として以下の事項が認められているのではないのでしょうか。

- 1、保健医療機関における療養の給付を受けていても、所期の効果の得られなかったもの。
- 2、いままで受けた治療の経過からみて、治療効果があらわれていないと判断されたもの。

以上のような状態から医師の同意書を添付の上、療養費の請求を行いました。何故、支給対象とならないのか納得がいきません。

保険者は、医療機関による湿布薬の給付が行われていたことから、鍼灸治療療養費を不支給としています。しかし、医療機関の処置だけでは、諸症状の改善が不十分であったために、これまでの鍼灸治療体験から、医師の治療とともに鍼灸医療を試みたのです。

幸いにその結果改善に向かいつつある状態であり、健康回復への機会を奪わないでいただきたい。医師の診断治療も鍼灸治療も健康維持のため必要であり、鍼灸治療の打ち切りは理解できません。患者が要望し、医師も必要と認めた鍼灸治療療養費の打ち切りの処置は撤回して下さい。

「療養費は、同一疾病にかかる療養の給付（診察・検査及び療養費同意書交付を除く）との併用は認められないこと」との通知は、患者の権利を無視する問題ある通知で認められません。

憲法、健康保険法により国が提供する医療は、患者の医療選択の権利の尊重が基本であるべきです。

医科から湿布薬を継続して受けている事のみをもって、医科の薬治下にあると断定され、療養の給付を継続して受けているという判定は、強引ではないのでしょうか。

どういった点が療養費の支給に抵触するのか、再度審査をお願い致します。

再審査請求人 叶 愛屏

代理人 岩下 幸卯

「 九 鍼 」

山井静雄

九鍼之名 各不同形 一日鑱鍼 長一寸六分 二日員鍼 長一寸六分
三日鍤鍼 長三寸半

(註) 毫鍼三寸六分は一寸六分とする。九鍼論に一寸六分、太素にも同じ一寸六分。
又、刺入しない鍼が九鍼の中で、鑱鍼・員鍼・鍤鍼の三種類あることに注目。他には、
現在の外科用のメスの如く、切皮、切開の観血的な鍼が含まれている。

1、鑱鍼者 頭大末鋭 去寫陽氣

[和訓] 鑱鍼は、頭大に、末鋭なり。陽氣を去寫す。

[通釈] 鑱鍼はその形から言うと頭部が大きく先端が尖っている。その用い方は
身体の最も表面にある、陽の邪氣を取り除くためのものである。瀉法ば
かりでなく補法にも用いられる。もっと頻用されるべきである。

2、員鍼者 鍼如卵形 楷摩分間 不得傷肌肉 以瀉分氣

[和訓] 員鍼は鍼、卵型の如し。分間を楷摩す。肌肉を傷ることを得ず。以て分
氣を写す。

[通釈] 員鍼というのは、鍼の末端を、卵のように円くしてある。これで皮下組
織を擦過するのである。鍼管を以て代用してもよい。

3、鍤鍼者 鋒如黍粟之鋭 主按脈 勿陷 以致其氣

[和訓] 鍤鍼は鋒、黍粟の鋭なるが如し、脈を按ずるを主る。陷することなかれ。
以て其の氣を致すなり。

[通釈] 鍤鍼というのは、その形は先端が黍や粟のように小さくてやや丸く尖っ
た感じである。血脈を圧迫するのが目的であるが、その場合に、脈やそ
の他の組織を傷める程強く圧迫しないように、注意しなければならない。
鍤鍼で動脈を圧迫してから離すと、それまで滞っていた気血の流れが良
くなり正氣を充実させることができる。

資料 黄帝鍼經講 (丸山昌朗著)